

憂い、喜び、祈り  
全てを呑みこみ、進む。



## 目次

- p.02~07・22 特集 糸田祇園山笠  
p.08~09 期限内納付  
p.10 後期高齢者医療制度  
p.11~13 くらしの情報館  
p.14~15 国保が変わる  
p.20 まちのわだい

# かける“思い”でも“心”はそれぞれ “一つ”

老若男女問わず、町内・外問わず愛され続ける糸田の祭り。

300年以上前から引き継がれる、伝統と誇り。今年もまた胸を熱くする、祭りの季節が訪れる。

歴史あり、  
人気あり、  
そして支えあり

全てを持ち合わせた、これぞ“糸田祇園山笠”

5月12日～13日にフェスティバルパーク(旧役場跡)をメイン会場に、年に一度の糸田祇園山笠が開催されました。

この祭りは、町指定文化財第8号(無形民俗文化財)に指定されており、300年以上続く町を代表する伝統行事です。

最大で高さ約9m、重さ約2t以上の山笠を、心を一つに50人前後の男衆で「エンヤツサ、コラヤツサ」の掛け声とともに担ぎ、その規模は県内屈指とも言えます。

そんな山笠がどのかな田園風景の中や民家の狭い路地を建物とぶつかりそつになりながらも、舁き手たちの技でかわし練り歩く様子は、この祭りの魅了の一つです。

今年も豪華絢爛に大山10基と小山5基が祭りを盛り上げました。

五穀豊穣や無病息災を願い、力強く担ぐ舁き手や食事などのあらゆる面で支えるお母さんたち、そしてそれに憧れる子だもたち。その他多くの地域住民が関わり、力を合わせて無事に今年の山笠を迎えた。



壮観・豪壮な山笠たち

## 山笠に憧れる子どもたち



1 あ～暑い！ 2 仲間と一緒に  
3 山笠の到着を待ちわびる園児たち  
4 ワッショイ！ ワッショイ！  
5 1人でも引っ張れるもん！  
6 雉子の音が響き渡る



力強い・たくましい舁き手たち

# 上空から見る糸田祇園山笠

※ドローンの撮影は、大阪航空局認可のもと  
おこなっています。

夜を迎える祭りは終盤。

会場を包む闇が後押しするように  
提灯や電飾の灯りを際立たせる。

そして、男衆は地区や団体の垣根を越えて  
1日の頑張りを互いに称えあう。

夜空から見ると一段と光鮮やか

## 糸田祇園山笠

町指定文化財第8号(無形民俗文化財)

第21回ふるさとイベント大賞優秀賞



夕闇に包まれる頃  
各山笠が灯りを持ちより  
一同が集結する



# 数字から見る糸田祇園山笠

【観光客】 毎年、約3万人の観光客が山笠に訪れる  
 1基につき、50人前後の男衆で山笠を担ぐ  
 「第21回 ふるさとイベント大賞」 優秀賞を受賞  
 フォトコンテストでは毎年、応募点数が約100作品  
 バレンの数は75本で昔の祇園座の数が由来している

【昇き手】  
 【受賞】  
 【写真】  
 【バレン】



## 糸田祇園山笠を活気づけた全基ラインナップ

各山笠がそれぞれの特色を生かし、町内を練り歩く

数字が物語る山笠の歴史



## 税の滞納Q&A

**Q01** うっかりして、町税の納期限が過ぎてしまいました。  
**A01** 今持っている納付書で納められますか？

**A01** 納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で、納付することができます。

**Q02** 町税を滞納していることはわかっていますが、  
**A02** 他の借金があって税金を納付できません。

**A02** 「税金はすべての債務に優先する」と地方税法第14条で定められています（地方税優先の原則）。つまり、個人債務（借金）より税金が優先されるのです。差押えなどの滞納処分になる前に、相談してください。

**Q03** 事前連絡や承諾なしに、  
**A03** 財産が差し押さえられた。こんなことが許されるの？

**A03** 法律では納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差押さえをしなければならないことになっています。この場合、事前の連絡やその同意は必要ありません。

**Q04** 滞納額が少額だと差し押さえられませんか？

**A04** 滞納に多い少ないはありません。少額であっても滞納には変わりありませんので、財産調査を実施し、財産があれば差押さえをおこないます。

**Q05** 軽自動車税を車検の時に  
**A05** 2年分まとめて納付すれば滞納にはなりませんか？

**A05** 納期限を過ぎると滞納になり、財産調査や差押さえの対象になります。  
毎年、納期限内の納付をしてください。

**▶ 納付が困難な人は早めに相談を！**

病気や失業などのやむを得ない事情で、町税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めに相談してください。生活状況などから、完納に向けた納付計画の相談に応じます。



税 忘れていませんか？

## 期限内納付

問合せ  
税務課 電話26-1233  
債権対策班 電話26-4040

町税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険などの社会保障やごみ処理、教育、道路整備など様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。忘れずに納期限までに納付してください。

### ▶ 納付は便利な口座振替を利用して下さい

所定日に指定した預金口座から自動的に引き落としされるので、納め忘れがありません。また、納期のたびに役場や金融機関などへ出向く手間も省けます。

注) 口座振替日は、各税目の納期月の25日です(25日が土・日・祝日の場合は翌営業日)。

#### 利用できる金融機関

- ▶ 西日本シティ銀行
- ▶ 田川農協
- ▶ 福岡銀行
- ▶ 田川信用金庫
- ▶ ゆうちょ銀行(郵便局)

#### 必要なもの

- ▶ 通帳
- ▶ 口座の届け印
- ・ 納税通知書



#### 手続き場所

各金融機関の本支店(本支所) または役場 税務課  
※店舗によっては手続きができない場合もあるので、直接店舗に問合せください。  
※郵便局で口座振替を希望する人は、直接郵便局で手続きをおこなってください。

### ▶ 税の公平性を保つため、町税の滞納処分をおこなっています

町税の納期限が過ぎても納付しない人に対し、督促状の送付など出来るだけ早い自主納付をお願いしています。それでも未納付の場合には、納期限までに納税した人の公平性を保つため、延滞金が加算され、財産を差し押さえすることになります。

#### 滞納処分の流れ

##### 督促・催告

納期限の経過後、督促状を発送します。それでも未納付の場合、文書などの催告をおこないます。

##### 財産調査

金融機関、勤務先、生命保険会社、取引先などに財産調査をおこないます。

##### 差押・検査

再三の催告に応じず、納税相談がない場合、発見した財産を差押えます。

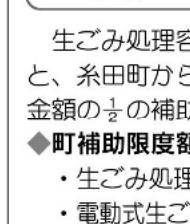
##### 公売・換価・充当

債権を取り立て、現金以外の財産は公売で換価し、町税へ充当します。

◆ 申込み	窓口開設 テレビ電話経営相談	防署 構成市町村消防団・田川地区消	日時 平成30年度 田川地区
◆ 相談時間 (平日の①～⑤の時間帯)	支援拠点の様々な分野36人の専門家が経営に関する悩みを受付けます。テレビ電話を利用するので遠方まで出向く必要がありません。	田川地区消防本部 警防課	午前10時～正午
※相談無料・事前予約制	福岡県よろず支援拠点	電話 44-6225	午前10時～午後3時
◆ 申込み	電話 092-622-7809	午後1時～午後2時	午後3時～午後4時
◆ 午後3時～午後4時	午前9時～午前10時	午前10時～午前11時	午前10時～午前11時
◆ 午後2時～午後3時	午前9時～午前10時	午前10時～午前11時	午前10時～午前11時
◆ 午後1時～午後2時	午前9時～午前10時	午前10時～午前11時	午前10時～午前11時
◆ 午後30分～午後45分	午前10時～午前11時	午前10時～午前11時	午前10時～午前11時
◆ 午後15分～午後30分	午前10時～午前11時	午前10時～午前11時	午前10時～午前11時

◆ パソコン	http://www.qsr.mlit.go.jp/kitakyu/	国道201号の八木山峠・鳥尾峠では、大雨などの異常気象時に土砂崩れなどの災害が発生する恐れがあるため、連続雨量が200ミリに達した場合、危険箇所の通行止めをおこないます。大雨時には事前に国土交通省北九州国道事務所のホームページで通行止め・雨量などの道路情報を確認してください。
◆ 日時	6月19日(火)	午後1時～午後3時30分

◆ 高齢者のためのしごと・ボランティア合同説明会	高齢者のためのしごと・ボランティア合同説明会	◆ 携帯 http://www.qsr.mlit.go.jp/kitakyu/m/
◆ 申込み	※参加無料・事前申込み不要	◆ 問合せ 公社ほか 県住宅供給公社
◆ 定員	50人	◆ 問合せ 建築課 住宅係、県住宅供給
◆ 場所	601号	◆ 問合せ 案内書配布場所
◆ 日時	7月21日(土)	◆ 問合せ 募集案内書配布・申込み期間
◆ 申込み・問合せ	※参加無料・要予約(前日まで)	◆ 問合せ 入居者募集(ポイント方式)
◆ 若年性認知症交流会	若年性認知症の人およびその家族同士の交流や情報交換を目的として、交流会を開催します。気軽に参加してください。	◆ 問合せ 平成30年度 県営住宅入居者募集(ポイント方式)
◆ 日時	午後1時～午後3時	◆ 問合せ 7月12日(木)～23日(月)
◆ 定員	50人	◆ 問合せ 北九州国道事務所 築豊維持出張所
◆ 場所	福岡市市民福祉プラザ	◆ 問合せ 国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所
◆ 日時	午後1時～午後3時	◆ 問合せ 電話 0948-227942
◆ 申込み・問合せ	午後1時～午後3時	◆ 問合せ 電話 0948-216032
◆ 若年性認知症交流会	午後1時～午後3時	◆ 対象 60歳以上の人
◆ 日時	午後1時～午後3時	◆ 場所 飯塚市立岩公民館4階
◆ 定員	50人	◆ 対象 60歳以上の人
◆ 場所	601号	◆ 対象 60歳以上の人
◆ 日時	午後1時～午後3時	◆ 対象 60歳以上の人
◆ 申込み・問合せ	午後1時～午後3時	◆ 対象 60歳以上の人
◆ 若年性認知症交流会	午後1時～午後3時	◆ 対象 60歳以上の人

ルールを守って犬・ネコは正しく飼いましょう!	生ごみの減量化にご協力ください!!
◆特に「フン」の後始末に注意してください。 ・犬の運動や散歩のときの「フン」は飼い主が責任もって持ち帰る。 ・ネコは隣近所に迷惑をかけないように、家で「フン」をするように、しつける。 ◆犬は放し飼いをしない。 ◆年1回の狂犬病予防注射を必ずする。	◆問合せ 住民課 衛生係 電話26-1235 生ごみ処理容器・電動式生ごみ処理機を購入すると、糸田町から下記の限度額を超えない範囲で購入金額の $\frac{1}{2}$ の補助金が支給されます。 ◆町補助限度額 ・生ごみ処理容器(10ℓ以上)1個あたり 2,500円 ・電動式生ごみ処理機(家庭用)1基あたり 1万円
	

## 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

# 平成30・31年度の保険料率が決まりました



前年の所得に基づき、平成30年度分の後期高齢者医療保険料額が決定します。保険料額の詳細については、7月に送付予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

### 問合せ

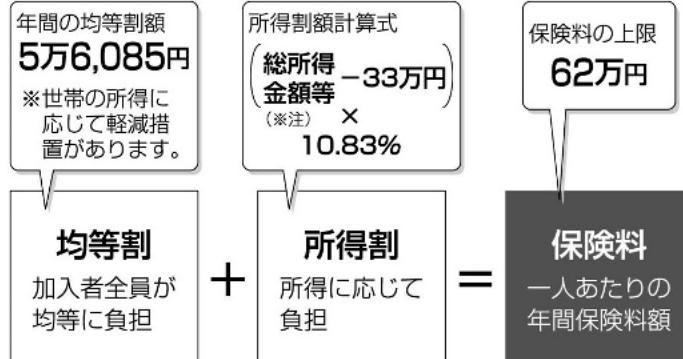
#### 住民課 後期高齢者医療係

電話26-1235

#### 後期高齢者医療お問い合わせセンター

電話092-651-3111

### 保険料額の算出方法



※注 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金収入一公的年金等控除」、「給与収入一給与所得控除」、「事業収入一必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

### 軽減措置

世帯(※1)の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。また、所得の低い人や後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険(※2)の被扶養者であった人の保険料も、軽減の対象になります。

均等割額 軽減割合	軽減後の 均等割額 (年額)	軽減の基準(同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※3)の合計額で判定)
9割軽減	5,608円	33万円以下、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
5割軽減	2万8,042円	「33万円+27万5,000円×加入者数」以下
2割軽減	4万4,868円	「33万円+50万円×加入者数」以下

※ 1 4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者はその時点)が基準となります。

※ 2 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合のことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※ 3 基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合はさらに15万円を控除して計算します。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険の被扶養者だった人は、軽減措置として均等割額が年額2万8,042円(5割軽減)になります(所得割額はかかりません)。

## 6月・7月 へいちくウォーク開催

平成筑豊鉄道では、  
沿線市町村などの  
協力を得ながら、各沿線市町村

で史跡探索ウォークを実施しま  
す。ガイドの案内、市町村から  
の「おもてなし(参加特典)」が  
あります。



香春町【金辺川沿いの山頭火  
遊歩道を歩く】

実施日 7月15日(日)  
集合場所 赤池駅

集合時間 午前10時  
福智町【中元寺川に沿って福  
智町の史跡を巡る】

実施日 6月17日(日)  
集合場所 柿下温泉口駅

集合時間 午前10時  
午後3時50分

※3日前までに電話で申込み  
※参加費無料・所要時間は2~  
3時間

申込み・問合せ  
平成筑豊鉄道 営業企画課  
電話22-11000

平成筑豊鉄道 広報課  
午前9時  
午後4時30分

実施日 6月29日(金)  
集合場所 福智町【中元寺川に沿って福  
智町の史跡を巡る】

集合時間 午前9時  
午後4時30分

※3日前までに電話で申込み  
※参加費無料・所要時間は2~  
3時間

申込み・問合せ  
平成筑豊鉄道 営業企画課  
電話22-11000

平成30年度 女性の健康  
相談・不妊相談

日時 毎月 第1水曜日  
午後1時30分~午後4時30分  
場所 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所(別館1階)

相談員 助産師(日本看護協会不妊症  
看護認定看護師)  
※相談無料・要予約

申込み・問合せ  
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所 健康増進課  
電話0948-29-0277

平成30年度 女性の健康  
相談・不妊相談

日時 毎月 第1水曜日  
午後1時30分~午後4時30分  
場所 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所(別館1階)

相談員 助産師(日本看護協会不妊症  
看護認定看護師)  
※相談無料・要予約

申込み・問合せ  
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所 健康増進課  
電話0948-29-0277

平成30年度 女性の健康  
相談・不妊相談

日時 毎月 第1水曜日  
午後1時30分~午後4時30分  
場所 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所(別館1階)

相談員 助産師(日本看護協会不妊症  
看護認定看護師)  
※相談無料・要予約

申込み・問合せ  
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所 健康増進課  
電話0948-29-0277

平成30年度 女性の健康  
相談・不妊相談

日時 毎月 第1水曜日  
午後1時30分~午後4時30分  
場所 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所 健康増進課  
電話0948-29-0277

平成30年度 女性の健康  
相談・不妊相談

日時 每月 第1水曜日  
午後1時30分~午後4時30分  
場所 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉  
環境事務所 健康増進課  
電話0948-29-0277

皆さんには、この期間中に労働  
保険料などの申告と納付の手続  
きをおこなうようお願ひします。

労働保険料などの申告と納付  
の手続きは、最寄りの銀行・郵  
便局などの金融機関の窓口、労  
働基準監督署または福岡労働局  
総務部労働保険徴収課でおこな  
うことができます。また、電子  
申請や郵送で申告をおこなうこ  
ともできます。

手続きは、最寄りの銀行・郵  
便局などの金融機関の窓口、労  
働基準監督署または福岡労働局  
総務部労働保険徴収課でおこな  
うことができます。また、電子  
申請や郵送で申告をおこなうこ  
ともできます。

## 平成30年度 甲種防火管理 新規講習について

科日・定員  
▼ものづくりCAD科  
CAMコース:20人

▼住環境コーディネーター科  
※教科書・作業服などの費用  
は自己負担

12人

受講料 無料  
※教科書・作業服などの費用  
は自己負担

会場 田川地区消防本部  
2階講堂  
申込み期限 6月22日(金)まで  
種類 甲種防火管理者

申込み方法 申込書をタウンロー  
ページから申込書をタウンロー  
ドして田川地区消防本部予防課  
まで持参してください。

会場 田川地区消防本部のホーム  
ページから申込書をタウンロー  
ドして田川地区消防本部予防課  
まで持参してください。

定員 80人  
講習料金 テキスト代 5500円  
交付手数料 200円

会場 田川地区消防本部 予防課  
申込み期限 6月1日(金)~7月13日(金)  
募集期間 6月1日(金)~7月13日(金)  
訓練期間 8月1日(水)  
募集期間 6月1日(金)~7月13日(金)  
訓練期間 8月1日(水)  
募集期間 6月1日(金)~7月13日(金)  
訓練期間 8月1日(水)

放送大学 10月入学生募集  
放送大学では、10月入学生を  
募集しています。  
募集している。

## 九州職業能力開発大学校 キャンバス見学会のご案内

開催日程  
7月16日(月・祝)  
午後1時~午後4時

8月25日(土)  
午後1時~午後4時

11月10日(土)  
午前10時~午後1時

午後1時~午後4時

午後1時~午後4時

## 保険税は 納期限内に納めましょう

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額認定が受けられません。さらに、未納期間に応じて次のような措置がとられます。



## 所得が低い世帯には 均等割・平等割を軽減

ココが変わる  
その2

所得が下記条件に該当すれば軽減が受けられ、保険税が安くなります。条件にあてはまるかどうか確認してみましょう。軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含みます。

均等割・平等割を **条件**

**7割軽減** 前年の所得が33万円以下の世帯

**5割軽減** 前年の所得が33万円+ (27万5,000円×加入者数)以下の世帯

**2割軽減** 前年の所得が33万円+ (50万円×加入者数)以下の世帯

住民税申告をしていますか?  
「未申告」だと軽減は受けられません。

## 県との共同運営開始 保険税率は今後も変わる

ココが変わる  
その3

町が皆さんから徴収した保険税の一部を「納付金」として県に納め、県はその資金をもとに町の医療費を負担するという仕組みに変わりました。この納付金は各町の医療費や所得水準などをもとに県が毎年決定。これに伴い、町の実情に応じた適正な保険税率を設定することが必要になりました。



平成30年度国民健康保険のココが変わる

# 国保 が変わる

国保法改正で県が国保財政の責任主体になり、市町村と一緒に国保運営を担うことになりました。今月は保険税率の見直しなど、町民の皆さんに知ってほしい国保の変更点をお知らせします。



## 保険税がいくらになるか計算してみませんか 約10年ぶりに保険税率を見直し

ココが変わる  
その1

国保税は国保加入者の所得や年齢、人数などに応じて計算されます。下表の項目に数値を入れて、あなたの世帯の保険税を計算してみましょう。前年と同じ所得でも、税額が増減する場合があります。保険税の決定は7月に送付する「納税通知書」で確認してください。

医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
<b>所得割</b> 世帯の所得に応じて	<b>加入者全員の基準総所得額※1</b> ( )円 × 6.8% =( )円	<b>40~64歳の基準総所得額</b> ( )円 × 3.0% =( )円
<b>均等割</b> 加入者に応じて	<b>加入者数</b> ( )人 × 2万2,000円 =( )円	<b>40~64歳の人数</b> ( )人 × 7,000円 =( )円
<b>平等割</b> 1世帯につき	<b>1世帯につき</b> 2万円	<b>1世帯につき</b> 8,000円

※1 基準総所得額…前年の総所得金額など - 基礎控除33万円

# やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や香典返し、赤い羽根共同募金配分金により糸田町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

## 寄付・贈り物の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)  
電話26-4540 FAX26-3666

## 生活再生相談室(多重債務の相談窓口)

(福岡県からの受託事業)

◆相談予約先  
グリーンコープ生活再生相談室  
(直方市古町7-25毛利ビル1階)  
電話0949-29-5888

◆相談時間  
午前9時30分～午後6時  
(祝日も相談可)

◆相談無料・秘密厳守  
多重・過剰債務や借金、  
滞納を解消したい、家計の  
安定を図りたいなどの悩み  
に専門相談員が対応します。

※面談には予約が必要です。

◆相談予約先  
相談室

月～土曜日  
午前9時30分～午後6時  
(祝日も相談可)

## くらし しごと 家計 困りごと相談室 (福岡県の事業)

◆相談対象地区  
嘉穂・田川郡に  
住む人



◆相談予約先  
(田川保健所  
別館1階)  
電話44-8631

ひとりで悩まないで「家計・就労・生活全般に関すること」を相談してください。  
◆相談時間  
月～金曜日  
午前9時30分～午後5時30分  
(祝日も相談可)

◆相談予約先  
福岡県自立相談支援事務所

※相談支援員が出向く出張相談もあります。

◆相談時間  
月～金曜日  
午前9時30分～午後5時30分  
(祝日も相談可)

◆相談予約先  
福岡市立相談支援事務所

※相談支援員が出向く出張相談もあります。

◆相談時間  
月～金曜日  
午前9時30分～午後5時30分  
(祝日も相談可)





# キッズ写真コレクション



山笠期間中の子どもたち  
The children during the Yamakasa  
during the period

笑顔・遊ぶ・仲良く・楽しく・友達